

児童自立支援施設のあり方に関する研究会 第7回議事次第

平成18年1月25日（水）

15：30～17：30

厚生労働省2階共用第6会議室

1. 開会

2. 議題

(1) 児童自立支援施設のあり方に関するまとめ

(2) その他

3. 閉会

配 付 資 料 一 覧

○児童自立支援施設のあり方に関する研究会 第7回議事次第

○座席表

○資料 「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書（案）

「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書（案）

はじめに

近年、家庭や地域における養育機能の低下など子どもを取り巻く環境は大きく変化し、児童虐待の増加、学校現場における学級崩壊、いじめ、不登校・ひきこもりといった問題、少年非行における低年齢化や凶悪化など、子どもの問題が一層深刻化しており、社会的支援を必要とする子どもの範囲が拡大し、かつ複雑多様化する傾向にある。

このような子どもの問題、特に少年非行問題に対応する児童福祉施設の一つとして児童自立支援施設は、平成9年に児童福祉法の改正により、「教護院」から「児童自立支援施設」に名称を改めるとともに、対象児童を拡大し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」を新たに加え、その機能については、単に入所児童を教育・保護（教護）するだけでなく、通所機能や家庭環境の調整機能などを強化し、子どもの自立支援を目的とする施設とされた。

また、平成15年の児童福祉法改正における「地域支援の努力義務化」、さらには「社会的養護のあり方に関する専門委員会」の報告書などを踏まえ、平成16年には児童福祉改正による「アフターケアの義務化」、それに伴って行われた最低基準改正による「自立支援計画策定の義務化」など、制度面からの施設機能の強化が図られたところである。

改正後の児童自立支援施設の状況をみると、長期間に亘って入所児童の減少傾向が続いている反面、虐待を受けた経験や発達障害等を有する子どもの割合が増加する傾向にあり、また、寮舎の運営形態においては多数を占めていた小舎夫婦制が減少し、交替制へシフトする施設が増えるなど、施設の様相が変化しつつある。

こうした状況の中で、児童自立支援施設は、定員開差を改善するための運営のあり方、職員の専門性の確保・人材養成、問題性の高い入所児童及び虐待を受けた経験や発達障害を有している入所児童などに対する支援技術の向上、学校教育の実施など、その運営面や支援面などにおいて多くの取り組むべき課題を抱えているのが現状である。

一方、相次ぐ年少少年による重大事件への対策として、非行少年に対する援助機関である少年院においては、14歳未満の少年であっても入院を可能とするといった対象を拡大することなどを含んだ少年法改正の動きがある。従来、14歳未満の触法少年等に

については児童自立支援施設等の児童福祉領域が対応してきたところであるが、これを改め少年院における援助にも道を拓こうとするものである。

児童自立支援施設は、このような変化や動向の中で、改めてその存在意義が問われており、将来を見据えた今後のあるべき方向について根本的な見直しをすべき時期にきている。

本研究会は、このような認識の下に、児童自立支援施設の機能の充実・強化のあり方を検討して、その課題解決に向けた取り組むべき方向性や将来的な構想などを打ち出し、児童自立支援施設機能の充実・強化を図ることを念頭に置きつつ、児童福祉分野における少年非行対策の充実・強化を図るために設置されたものであり、幅広い専門的見地から8回にわたり協議を重ねてきた。

本報告書は、本研究会における議論を踏まえ、これからの児童自立支援施設のあり方について、当面早急に取り組むべき課題を中心に、取組の方向性を可能な限り具体的に整理したものである。

1. 児童自立支援施設における自立支援についての基本的な考え方

児童自立支援施設における支援については、子どもの健全な発達・成長のための最善の利益の確保など子どもの権利擁護を基本として、子どもが抱えている問題性の改善・回復や発達課題の達成・克服など個々の子どものニーズに応じた支援を実施することが重要である。

そのためには、次のような基本的な考え方に立脚し、施設運営や自立支援を行うことが必要である。

①施設での支援・ケアにおいては、入所している子どもの健全で自主的な生活力を基本にしながら、集団生活の秩序とその安定性を確保した支援・ケアが重要となる。そのためには、施設内での生活といった限定された時間的・空間的な枠組みの中で、強制的管理的なものでなく、子どものニーズに適合したその自立を支援・推進するための一定の生活ルールを設けた「枠のある生活」といった支援基盤を構築することが必要である。

②子どもの状況に応じながら「枠のある生活」を営むとともに、心温まる衣

食住を保障し、施設全体が愛情及び理解のある雰囲気に取り込まれた家庭的で、かつ子どもが愛され大切にされている実感が持てるような福祉的なアプローチにより「育て直し」を行っていくことが重要である。

③こうした子どものニーズに適合した安心感のある生活の中での支援・ケアを通して、一人ひとりの子どもを受容し真摯に向き合い、子どもと職員との間で愛着関係・信頼関係を育み、深めていくことが重要である。

④施設は、施設が有している支援・ケア・教育・治療機能などすべての機能を活用して、子ども自身が、健康な心身を育む力、自己肯定感などを育み自分を大切に自分で生きていく力、他者を尊重し共生していく力、非行といった行動上の問題などを解決・改善していく力、社会的スキルの獲得など基本的な生活を営む力などを身につけていくように支援していくことが重要である。

⑤入所している子どものみならず、その保護者や家族に対しても、その状況に応じて、家庭復帰や家族の養育機能の強化を図るために、関係機関と連携しつつ、信頼関係を構築し、協働・支援・調整を行うことが重要である。

⑥日常的に地域住民や関係機関との交流によって相互理解を深め、より地域社会に根ざした理解される施設となるよう運営するとともに、地域住民の福祉ニーズに対応したサービス提供が展開できるよう運営することが必要である。

以上のような基本的な考え方に基づき、適切な自立支援を行うため、これまで施設は、子どもや職員が施設を中心にした特定の生活環境・空間、生活時間という限定された枠の中で、「よく働き、よく食べ、よく眠る」といった言葉に象徴されるような生活を共に営む中で、子どもの持つ生活力や子ども集団の持つ力を活用し、子ども同士あるいは職員と子ども、職員同士など相互に影響し合いながら、よりよい問題解決を図り、自立する力を形成していくといった生活を基盤にした全人的な支援やケアを展開してきた。

しかしながら、現状においては、このような機能が十分とはいえない施設も見られ、本来施設が持つべき中心的機能の回復や充実を図る必要がある。

このため、自立支援の理念を再確認するとともに新たなニーズにも対応できる自立支援の理念を再構築することが必要である。

また、支援を担う専門性の高い人材の確保と質の高いサービスを提供できる施設、設備の整備が重要であることは言うまでもない。

これらを踏まえつつ、児童自立支援施設は、児童福祉施設全体の中での役割等を考慮しながら将来のあり方を見据え、次のような自立支援機能の充実・強化及び施設の運営体制の充実・強化を図っていくことが必要である。

2. 自立支援機能の充実・強化

(1) 支援技術・方法について

○アセスメント及び自立支援計画策定のあり方

・子どもへの適切な自立支援を行うためにまずもって必要なことは、子ども、家庭、学校、地域社会等の状況を総合的にアセスメントし、理解することであり、その上で、自立支援計画を策定することである。

・そのため、アセスメント及び計画策定、計画の実施状況の把握・評価、見直しにおいては、児童相談所から提供されるケース情報や援助指針及び施設生活で得られた情報などを有効に活用するとともに、「子ども自立支援計画ガイドライン」で示された「子ども家庭総合評価票」などを積極的に活用し、的確なアセスメントや自立支援計画策定を行うことが必要である。

・その際、施設職員はもとより児童相談所など関係者と十分に協議することが重要であり、同時に、可能な限り親（保護者）・入所児童を参画させることも必要である。したがって、定期的かつ必要に応じてケース検討会議などを開催するといった児童自立支援施設と児童相談所との協働による計画策定のためのシステムづくりを行うことも必要である。

○集団生活において個別の支援・援助が必要となった場合の支援・援助のあり方

・児童自立支援施設における支援の過程において、子どもによっては、集団生活における不適応状況や無断外出などの行動上の問題などにより精神的な混乱などが生じ、感情のコントロールが難しくなり、精神的に不安定な状態を呈する場合がある。

・このような場合、子ども自身が精神的に落ち着きを取り戻して安定することができる養育環境と個別支援が必要であり、より効果的な個別支援ができる個別寮や個別対応室などの設置が望まれ、施設の建て替え等の際に整備を促進することが重要である。

○被虐待経験や発達障害等を有する特別なケアを要する子どもの支援・援助のあり方

・近年、入所児童の中に被虐待経験や発達障害等を有する子どもが顕著となっており、従前にも増して個々の子どもの特性に応じたきめ細かい支援・援助が必要となっている。

・このような中、児童自立支援施設がこれまで実践してきた「枠のある生活」の中での支援・援助方法が、被虐待経験や発達障害等を有する子どもの生活の立て直しや教育的・治療的手法としても効果的な場合があるとの評価がなされるようになってきている。

・このことから、児童自立支援施設のこれまでの支援システムや支援内容・方法を踏まえつつ、支援技術・方法の向上を図るべく、個々の子どもの特性・ニーズに適合する教育的・治療的に構造化された支援方法や非行などの行動上の問題など個々の問題性に対する効果的な改善・回復方法などについて、日々の実践の中で検討し、精緻化していくことが必要となっている。

・一方、被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援・援助においては、医療・心理・福祉・教育のスタッフが情報を共有化し、緊密な連携を図り対応することが重要であり、そのためにも、専任医師の配置や外部の医療機関との連携・協力体制を整備することも必要となる。

・また、同時に施設職員が入所児童の心理的・医学的問題などに適切に対処できるよう研修等の充実を図るなど専門性を高めていくことが必要である。

・なお、心理療法担当職員については、集団で行うグループワークを担当する職員と個別的にカウンセリングや個人療法を行う職員の複数配置が望まれる。また、心理療法担当職員が心理療法を効果的に行うためにも心理療法室の設置も望まれる。

・国は、被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援を効果的に行うための調査・研究を行うとともに、先駆的な取組事例の収集、紹介などを行うことが必要である。

○加害性と被害性の視点を取り入れた教育のあり方

・加害性と被害性の視点を取り入れた教育については、入所児童が、自分の行った非行について振り返りを行い、自分自身の被害性を受け止め回復を図る中で、他者の苦悩などが感じられるようになり、被害を受けた当事者や地域社会に対して責任を果たそうとする態度を形成していくことは、真に社会的規範の内面化にも結びつくものであり、将来、健全な社会人として自立していく上でも欠かせない取組である。

・また、こうした取組は、被害者への配慮という観点からも重要である。

・しかしながら、取組を行うに際しては子どもの心の成長・発達状況などを慎重に見極めることが重要となり、子ども自身が加害性や被害性を受け止めることができる年齢・発達段階などに十分に留意して実施する必要がある。

・実際の取組については、個別指導、個別面接、作文のほか、集団講話・グループワーク等により、非行行為だけではなく、親子関係、家族関係、友達関係を含む生活全般の見直しの中で行われているのが実態であるが、子どもの状況に応じて、実施内容・方法、実施スタッフを決めることが重要である。また、子どもの状況によっては、児童精神医学や児童心理学などの専門家の助言や指導を得ることも必要である。

・加害性と被害性の視点を取り入れた教育については、少年院における取組の成果の活用や児童自立支援施設のこれまでの実践を検証・評価するなど、充実に向けた検討・研究が必要である。

○リービングケア（退所準備）のあり方

・入所児童が、施設退所後の生活に円滑に移行し、自立した社会生活を送るためには、社会生活に必要な生活技術を身につけるトレーニングや実際に自立した生活体

験を積むなどのリービングケア（退所準備）が重要になる。

- ・そのためには、子どもの個別ニーズに応じたリービングケア（退所準備）を行うことができる自活寮などの設置が必要である。
- ・リービングケア（退所準備）を行う場合は、適切なアセスメントに基づく課題設定・目標設定を行い、支援内容や方法・期間等を工夫し実施する必要がある。また、取組についての集積・分析を行い、リービングケア（退所準備）の実践モデルやプログラムを研究・開発することも必要である。
- ・リービングケア（退所準備）においては、子どもの状況に応じて、職場体験・職場実習の実施などにより職業感を身につける取組が重要であり、地域の企業の協力を得ることやハローワークなどとの連携が必要である。また、就職自活している施設出身者の体験談を聞く機会を設けるなどの取組も有意義である。

○アフターケアのあり方

- ・アフターケアは、平成16年の児童福祉法の改正で法的に明確化され、新たに施設目的に加えられた。アフターケアは、入所中の自立支援（インケア）の延長線上に位置付けられるものであり、入所の段階から想定して取り組むべきものである。
- ・このため、アフターケアは、退所後の子どもの自立生活を見通し支援の内容・方法を検討し計画することが重要であり、子どもが地域社会で一定程度自立するまで継続的な支援が望まれる。
- ・また、子どもが躓いたとき、あるいは挫折したときに気軽に手を差し伸べられるような支援関係を築くことが特に重要となる。
- ・このため、施設は、児童相談所はもとより、市町村や要保護児童対策地域協議会、児童委員・主任児童委員、自立援助ホーム、あるいは職業指導を行う里親等と連携を図るとともに、地域の任意団体・NPO等の活用と連携を図り、退所後にアフターケアを担う地域におけるサポートシステムを構築しておくことが必要である。
- ・具体的には、サポートシステムを構築するための取組をも含め、関係者により入所中に実施される一時帰宅中の家庭訪問や施設行事への参加など、退所後に施設職員などが行う通信（手紙、電話、メールなど）、家庭訪問や職場訪問などを定期的

かつ必要に応じて実施するなど、アフターケアのシステムを構築することが必要である。

○親（保護者）支援・家族支援のあり方

- ・子どもの立ち直りや社会的自立には、親（保護者）の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援・援助が重要となる。
- ・親（保護者）支援、家族支援を行うに当たっては、措置機関である児童相談所との連携・協力が重要であり、個々のケースに応じて役割分担を調整するなど、親（保護者）子への支援の内容・方法、関わり方について、十分な意思疎通・連携を図り、取組むことが必要である。
- ・一方、被虐待経験等を有する子どもの場合には、親（保護者）自身や親（保護者）子関係を支援・治療の対象としなければならないケースがある。このような場合は、児童相談所等の関係者をはじめ、医療・心理・福祉等の施設スタッフが緊密な連携を図り、それぞれの機能に応じた役割を担い、支援・援助を行うことが必要である。
- ・このような支援を展開するためにも、家族での宿泊を通じた関係調整や、家族療法を実施するなど家庭環境の調整を図ることが重要である。

(2) 学校教育（学習指導）について

- ・平成9年の児童福祉法の改正において、学校教育の実施が位置付けられたが、導入状況は58施設中31施設と約半数の実施に止まっている。入所児童の自立支援の上で教育権の保障は極めて重要であり、全施設において学校教育を実施すべく国においても積極的に促進を図る必要がある。
- ・学校教育の導入に当たっては、県等の所管部局や教育委員会、地域などの理解と協力が不可欠であり、関係機関、関係者と緊密な連携を図って取り組むことが必要であるが、施設との連携状況など導入後の実施状況について検証・評価するなど、今後のあり方を検討する必要がある。また、検討に当たっては、施設が実施してきた学習指導の評価等も併せて行った上で、施設職員を教員として有効活用するなどの方策についても検討する必要がある。

- ・一方、学校教育における学習指導においては、入所児童の特性や能力及び進路などに応じた個別の学習プログラム・教育計画に基づく個別支援を充実させていくことが求められる。
- ・また、入所児童の特性や能力などに応じて適切に対応できる質の高い職員の配置はもちろんのこと、発達障害等に対応できる資質を有した教員などの配置も望まれる。
- ・進路指導や原籍校復学の問題などへのスムーズな対応を図るためにも、連絡会などを実施して原籍校との連携を図っておく必要がある。

(3) 施設機能の拡充について

施設機能を拡充するためには、本来担うべき自立支援機能が有効に働き、子どもの自立支援が効果的に展開されていることが前提であり、その上で、次のような機能については、子どもの自立支援に支障のない範囲で拡充することが大切である。

○相談機能のあり方

- ・平成15年の児童福祉法の改正により「地域相談援助」が位置付けられたが、児童自立支援施設が、児童家庭支援センターを附置するなどにより、これまで蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施し、社会的な要請に応えていくことは、社会の信頼を高めていくことにもなり実施への期待は大きい。
- ・また、児童自立支援施設が行う相談援助は、施設に対する地域の認識や理解を深めるための啓発にもなり、本体施設のニーズを高めることにも繋がることから、その利点は大きいと考えられる。
- ・そのため、利用者の利便性を考慮し、児童自立支援施設との連携が可能な場所に児童家庭支援センターや児童相談所の支所などを設置し、相談援助を行うような取組も考えられる。

○通所支援機能のあり方

- ・児童自立支援施設の通所支援機能は、平成9年の児童福祉法の改正により位置付けられ、施設目的に加えられたものである。現在行われている通所支援の多くは、対象児童を施設退所児童に限定し、退所後のアフターケア・フォローアップ的な性格の取組として実施されている。
- ・今後、通所支援機能の充実を図っていくためには、例えば退所直後の子どもを家庭から一定期間施設に通所させて、家族調整などを行いながらスムーズな社会復帰を図るような取組をモデル的に実施していくことなどが必要である。
- ・さらに、通所支援の多様化を視野に入れた通所支援ニーズの把握やあり方についての検討も必要である。

○一時保護機能・短期入所機能のあり方

- ・これまで一時保護機能については、入所を前提としたケースについては受けてきた実績がある。
- ・児童相談所の運営指針において、施設間での委託一時保護についても実施するよう示されているが、入所を前提としない委託一時保護については入所児童に影響を及ぼす危険性があり、接触することのない生活ゾーンの設置など支障のない範囲で受け入れるための方策について検討することが必要である。
- ・短期入所機能については、比較的短期間で自立支援目標を達成することを目的としているが、短期入所機能によって効果が期待できる入所対象児童はどのようなタイプの子どものか、また、その子どものニーズに適合した自立支援プログラム作成のための検討を行い、その上でモデル的に実施して検証し、本格実施に結びつけていくことが必要である。

3. 施設の運営体制

これまで指摘してきた自立支援機能の充実・強化を図るためには、施設の運営体制を充実強化することが必要不可欠である。特に「福祉は人なり」と言われているように、児童自立支援施設の目的を達成するためには、人間的にも優れた専門性の高い人材を確

保することが極めて重要である。

(1) 施設長・児童自立支援専門員等の資格要件と人事システムについて

○施設長の資格要件・人事システムのあり方

- ・国は、児童相談所長に対して研修を義務化したのと同様に、児童自立支援施設の施設長などの管理職に対しても研修の義務化を図ることが必要である。また、資格要件について、児童福祉施設最低基準第81条第2号に児童相談所の児童福祉関係経験者を加えて専門性を確保することが必要である。
- ・施設長の人事について、地方自治体は、施設長が現場のリーダーとして指導力を発揮し得るよう、一定程度の期間の配置や児童自立支援施設等の児童福祉関係経験者の配置などに配慮をすることが必要である。また、国においても地方自治体に対して、指針を示す等により必要な助言・指導を行うことが必要である。

○児童自立支援専門員等の資格要件・人事システムのあり方

- ・国は、児童福祉司の任用資格要件が改正されたのと同様に、少なくとも児童福祉に関係したことの無い職員が任用されることの無いよう児童福祉施設最低基準第82条第7号を改正することが必要である。
- ・児童生活支援員は、児童自立支援専門員とほぼ同様の業務を行っているにもかかわらず待遇面に差が生じている施設もあり、その改善を図ることが望まれる。
- ・児童自立支援専門員等の人材の確保、専門性の向上の観点から、国立武蔵野学院における研修等の充実や児童自立支援専門員資格の取得に向けた支援等を行っていくことが必要である。
- ・施設機能の再建を図る等の観点から、国は、国立児童自立支援施設に一定の人材を確保し、地方自治体のニーズに応じて、一定期間出向させる仕組みをつくることが望まれる。
- ・児童自立支援専門員等の人事については、「寮舎の安定的な運営を図るためには10年程度の経験が必要である」と言われており、また、職員の専門性を確保する観点からも、地方自治体は、経験の蓄積により、より専門的で効果のある支援が図

られるよう在任期間について考慮するとともに、児童福祉関係経験者又は児童自立支援事業に熱意のある者の配置などに配慮をすることが必要である。また、国においても地方自治体に対して、指針を示す等により必要な助言・指導を行うことが必要である。

(2) 寮舎の運営形態について

○小舎夫婦制の維持・充実・強化のあり方

- ・子どもへの支援を一貫性をもって継続的に実施することができる、家庭的な形態の小舎夫婦制の維持・強化を図っていくことが重要である。そのため、国は、幅広い人材を対象とした養成や小舎夫婦制における参考事例のとりまとめなどにより、小舎夫婦制の人材確保や職員の養成について、強化していくことが必要である。
- ・国は、国立児童自立支援施設に小舎夫婦制勤務ができる職員を確保し、地方自治体のニーズに応じて人事交流ができるような仕組みをつくることが望まれる。
- ・国は、将来的に、非行少年などを養育してきた専門里親を職業化して、(職員として) 寮舎を受け持つ形態での寮運営の仕組みを検討することが必要である。そのために、モデル的な取組を実施していくことが必要である。

○交替制寮舎の充実・強化のあり方

- ・小舎夫婦制から交替制へ移行する施設が増えているが、その運営が適正に行われていない施設も少なくない現状にある。交替制に移行する際は、子ども集団の構成・適正規模や居室等の生活環境に配慮することが重要であり、併せて職員体制を整備することも必要である。
- ・職員の育成は「仕事の場を通じて」行うことが有効であり、児童自立支援施設は、寮単位でベテランの職員を中心としたチームを組み、新たな職員を受入れ育ていく体制を整備することが必要である。
- ・国は、交替制へ移行する場合にも子どもへの適正な支援が確保されるよう、参考事例を収集し提供することが必要である。また、交替制における施設職員の専門性の確保や資質の向上を図るため、子どもへの支援の参考事例についても収集し、提

供することが必要である。

- ・「子ども・子育て応援プラン」に掲げているように、国は小規模ケアを促進しており、入所児童の特性に応じた効果的な自立支援を展開する上でも、寮舎の運営形態については小舎制が望ましい。寮舎の改築や新設に当たっては、可能な限り小舎を整備することが望ましい。

(3) 設置運営主体について

- ・児童自立支援施設は、家庭裁判所の保護処分により入所してくる子どもや自傷・他害を伴う行動障害を有する子どもなども入所しており、安定した集団生活を維持・確保するためには、極めて高い専門性が要求される施設である。また、一度、集団生活が不安定な状況になると、修復を図るために少なくとも半年や一年の期間を要する危険性があり、その間に、他の入所児童から不適切な態度を学習したり、時には無断外出などの問題によって、再非行を行うといった事態を招く危険性を常に抱えている施設である。

- ・児童自立支援施設は、このような施設の特性などから極めて公共性の高い施設であり、児童に対する適切な対応を図っていくためには、施設運営の安全性・安定性・継続性に加えて職員の専門性の確保が不可欠である。

- ・民営化により、児童自立支援施設は、地域社会の企業やNPOと協力し、運営諮問委員会をつくるなどにより、効果的な施設運営を図ることができ、また、ボランティアや地域の様々な資源の積極的な活用により、児童の社会性の向上や施設の活性化にも有効と考えられるとの意見が一部の委員からなされた。一方、非行児童に対する公の責任の観点、退所児童のアフターケア、学校教育の円滑な導入、他の福祉施策や関係機関との連携等の観点から、都道府県の公設公営原則は維持することが必要であるとの意見が多数の委員からなされた。また、伝統的に民営で事業を行っている施設においては、様々な実践により、きちんとした運営理念が確立されており、児童への効果的な支援が図られているが、当該施設からは、民営で事業を行うには、きちんとした運営理念を立てることと、財政的な確保がなされることが必要であるとの指摘がなされた。

・民営化を検討するに当たっては、少年非行対策へのスタンス、公としての責任・対応、児童自立支援施設の役割、民営化する場合に施設機能を維持・強化する仕組みがあるのか、民間と協働する場合にどのような仕組みがあるのか、などを検討することが必要である。とりわけ、財政的基盤のあり方、現行と同等以上の支援の質を確保するための人的配置、公的支援・連携システム、事件・事故があった場合の対応システム、学校教育の導入、サービス水準を確保するための評価システムなどの課題について慎重に検討することが必要である。

4. 関係機関等との連携

(1) 児童相談所との連携について

・児童相談所と連携を図ることが極めて重要であり、緊密に連携して、入所の円滑化、親（保護者）への関わり方、社会復帰後のアフターケアの充実を図っていくことが必要である。

・児童相談所側からのケース情報、援助指針などの提供及び児童自立支援施設側からのケース情報、自立支援計画などの提供が十分でないといった状況、あるいは子どもの入所時期について、入れる側の児童相談所と受け入れる側の施設の間で齟齬が生じるなど連携がうまくいかない場合があるため、相互理解を深め、信頼関係の構築を図るためにも積極的に人事交流や合同研修などを行うことも必要である。

・実際、先駆的に人事交流を図って、施設と児童相談所の両方の強化に寄与する取組を行っている地方自治体も見られる。

(2) 学校・市町村等地域との連携について

・学校教育の導入の推進や教育内容の充実を図るためには、県等の所管部局と教育委員会との連携、特に施設職員の有効活用や人事交流及び研修も含めた連携のあり方について検討することが必要である。

・また、出身学校との連携を深め、教育サイドで設置している少年サポートチームなどをアフターケアのための社会資源として有効に活用することも重要である。

・最近、被虐待経験や発達障害等を有する子どもなど精神的な問題を有していると思われる入所児童が増えてきていることから、適切な診断を受けるためにも医療機関との連携は重要である。

・家庭復帰後のフォローアップ体制を構築する上でも市町村と連携することは必要であり、要保護児童対策地域協議会などを有効に活用し、特に児童相談所、学校、警察、市町村、施設間での連携を深めることが重要である。

・児童自立支援施設において、医療と福祉との連携、学校と福祉との連携など様々なケース検討会議を積み重ね、連携のあり方を検討し、国は、連携の参考事例等を全国へ発信していくことが必要である。

・また大学や地域との繋がりを強化し、マンパワーや知識の活用を検討していく必要がある。

(3) 児童福祉施設・少年院との連携について

・国は、児童自立支援施設と少年院相互において、それぞれの支援技術・方法や連携のあり方について、情報交換を進めていくことが必要であり、そのためにも合同研修や人事交流を行うことが必要である。

・子どもの退所先として児童養護施設の地域小規模児童養護施設や自立援助ホームを活用するなど新しい連携の仕組みを検討していくことが必要である。特に児童養護施設等については、児童自立支援施設を退所した子どもの受け入れの円滑化を図るため、連絡協議会や合同研修会などを定期的を開催するなど相互に有効活用できる方策について検討することが必要である。

(4) 家庭裁判所・警察との連携について

・児童自立支援施設に入所するルートは、児童相談所長による措置のほかに家庭裁判所の保護処分により入所してくる場合がある。家庭裁判所は、子どもの状況や家庭状況など総合的観点から適切な保護処分について判断を行うが、その場合、家庭裁判所が児童自立支援施設の機能や役割、そして実状について十分に理解をすることが必要である。

- ・そのためには、児童自立支援施設と家庭裁判所が情報交換等により相互理解・認識を深めておく必要があり、例えば、定期的な連絡会を開催することや時には事例検討会などを行い、連携や協力体制のあり方などを検討することも有意義である。
- ・また、警察との連携は、地域における子どもの健全育成、非行の防止及びその啓発はもとより、退所児童の立ち直りを見守る上でも重要であり、緊密な連携を図る必要がある。

(5) 児童自立支援事業に関する広報・啓発について

- ・児童自立支援施設は閉鎖的であり、どのような支援を行っているのか分からないといった指摘もあり、児童自立支援施設の実践や児童自立支援事業について国民一般に理解をしてもらうことが必要である。
- ・そのためには、児童自立支援施設の実践等を紹介する出版物の定期的な発刊、あるいはホームページの開設などにより広報啓発を行うことが必要である。

5. 児童自立支援施設の将来構想

(1) 都道府県における児童自立支援施設のセンター化について

- ・将来的には、施設にセンター機能を設け、非行などの行動上の問題のある子どもや支援の難しい子ども等に対して総合的な対応ができるセンターとして運営していくことが望まれる。

(2) 国立児童自立支援施設の総合センター化について

○自立支援機能の充実・強化のあり方

- ・国立児童自立支援施設は、全国の児童自立支援施設に対して施設運営や支援におけるリーダーシップを発揮するとともに、効果的な寮運営モデル・実践プログラムなど児童自立支援事業全般に関する研究・開発及びその成果の提供においても重要な役割を担うものである。
- ・そのため、ここで指摘された支援技術・方法についての開発や精緻化及び相談・通所・一時保護・短期入所機能の拡充などについてのモデル実施など、機能の充実・

強化に向けて積極的に取り組むことが必要である。

・また、児童自立支援施設など児童福祉分野で即戦力として業務を担うことのできる人材の養成や派遣、及び現在のニーズに対応できる職員の専門性の強化のための研修などを行うことが求められており、さらにフィールドを有効に活用した養成・研修機能の充実・強化が必要である。

・さらに、児童自立支援事業などの児童福祉や少年非行に関する情報発信センターとしての機能と同時に、大学等の教育機関や地域との連携を深め、子どもに関わる問題、社会的養護などに関する研究及び子育て支援などに寄与することが必要である。

○施設の運営体制のあり方

・上記のような機能の充実・強化を図るため、国立武蔵野学院においては、相談・通所部門などを設置するとともに、養成所においては養成・研修部門の拡充や研究部門を設置し、独立した組織として運営することが望まれる。

・また、国立きぬ川学院においても、養成・研修機能を拡充するとともに相談・通所部門などを設置し、両院が協働して児童自立支援事業等を積極的に推進していくことが重要である。

○将来構想

・将来的には、こうした機能や運営体制の充実を図りつつ、児童福祉施設など社会的養護全体の機能の充実強化を図るため、地方では支援が困難な子どもの対応できる高度専門的な役割を持つとともに、職員の専門性の向上、新たな技術やサービスの開発・研究・情報の発信を行う総合センターとして国立児童自立支援施設の再編整備が求められている。

おわりに

以上、児童自立支援施設のあり方について、概ね当面早急に取り組むべき課題や方向性を整理した。児童自立支援施設の現状を考えれば、子どもの健全な発達・成長のため

の最善の利益の確保を目指し、まず早急に取り組むべき課題について着実に一つ一つ解決し、具体的な成果を上げることが期待される。その上で今後の取組の状況や将来構想を踏まえつつ、継続的に検討を行いながら、児童自立支援事業を推進していくことが必要である。

別 添

児童自立支援施設のあり方に関する研究会

検 討 課 題

1. 施設の運営体制について

- 施設長及び児童自立支援専門員等の人事異動システム・資格要件等のあり方
- 施設運営全般のあり方

2. 寮舎の運営形態について

- 小舎夫婦制のあり方（維持確保・強化策）
- 交替制寮舎のあり方（充実・強化策）

3. 援助技術・援助方法の向上と研修システム・人材養成について

- 自立支援の援助技術・援助方法のモデル事例の抽出・整理・フィードバックのあり方
- 児童自立支援専門員等の養成のあり方

4. 施設機能について

- 入所児童の減少要因の分析
- 通所機能・一時保護機能・短期入所機能のあり方
- リービングケア・アフターケアのあり方
- 保護者の指導・支援のあり方
- 相談機能（児童家庭支援センターの附置等）のあり方

5. 関係機関等との連携について

- 児童相談所・学校・民生児童委員等関係機関との連携のあり方
- 少年院・法務省との連携

児童自立支援施設の施設数、定員、現員の推移

年度	施設数	入所定員	在籍児童数	定員充足率	入所人員	退所人員
昭和						
35	57	5,848	5,197	88.9%	2,641	2,655
36	58	5,995	5,463	91.1%	2,724	2,644
37	58	6,096	5,536	90.8%	2,810	2,818
38	57	6,126	5,282	86.2%	2,707	3,076
39	58	6,169	5,042	81.7%	2,364	2,725
40	58	6,276	4,698	74.9%	2,202	2,324
41	58	6,012	4,559	75.8%	2,166	2,116
42	58	6,017	4,521	75.1%	2,006	1,992
43	58	5,873	4,263	72.6%	1,735	1,937
44	58	5,719	4,072	71.2%	1,840	1,908
45	57	5,538	3,909	70.6%	1,707	1,831
46	57	5,211	3,773	72.4%	1,676	1,721
47	58	5,481	3,506	64.0%	1,574	1,862
48	58	5,487	3,100	56.5%	1,319	1,645
49	58	5,409	2,894	53.5%	1,322	1,488
50	58	5,289	2,844	53.8%	1,471	1,521
51	58	5,344	2,776	51.9%	1,604	1,582
52	58	5,283	2,752	52.1%	1,575	1,669
53	58	5,333	2,792	52.4%	1,759	1,517
54	58	5,247	2,835	54.0%	1,606	1,733
55	58	5,304	2,779	52.4%	1,782	1,757
56	57	5,234	2,895	55.3%	1,925	1,939
57	57	5,146	3,018	58.6%	1,954	1,981
58	57	5,116	2,899	56.7%	2,021	2,047
59	57	5,121	2,826	55.2%	1,941	2,017
60	57	4,989	2,696	54.0%	1,863	2,001
61	57	5,021	2,650	52.8%	1,903	1,848

年度	施設数	入所定員	在籍児童数	定員充足率	入所人員	退所人員
62	57	4,945	2,611	52.8%	1,638	1,792
63	57	4,912	2,373	48.3%	1,535	1,772
平成 1	57	4,893	2,280	46.6%	1,580	1,647
2	57	4,893	2,029	41.5%	1,392	1,590
3	57	4,756	1,961	41.2%	1,384	1,392
4	57	4,758	1,903	40.0%	1,234	1,256
5	57	4,658	1,903	40.9%	1,265	1,195
6	57	4,705	1,849	39.3%	1,067	1,233
7	57	4,580	1,755	38.3%	1,212	1,222
8	57	4,580	1,779	38.8%	1,200	1,123
9	57	4,582	1,828	39.9%	1,373	1,335
10	57	4,844	1,998	41.2%	1,394	1,277
11	57	4,510	1,862	41.3%	1,278	1,374
12	57	4,374	1,790	40.9%	1,248	1,291
13	57	4,210	1,794	42.6%	1,257	1,278
14	57	4,211	1,659	39.4%	1,178	1,295
15	58	4,363	1,714	39.3%	1,298	1,208

出典：1. 施設数、入所定員、在籍児童数は「社会福祉施設調査報告」
 [昭和35年～46年は各年12月31日現在、昭和47年～平成15年は各年10月1日現在]
 2. 入所人員、退所人員は「厚生省報告例」（年度累計）

○入所率が最高の年：昭和36年度 91.1%

○入所率が最低の年：平成7年度 38.3%

児童自立支援施設の入所児童における虐待を受けた 子どもの割合

59.7%

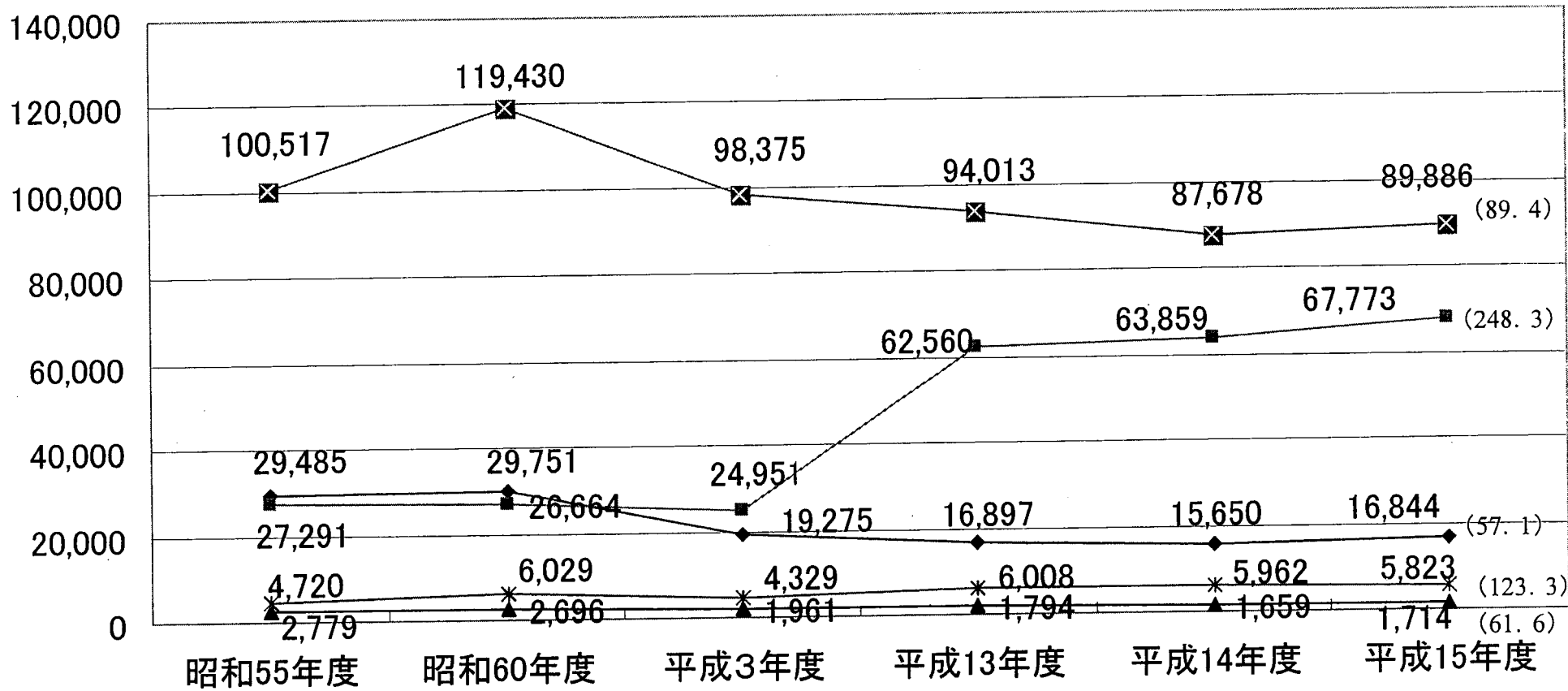
出典：「児童自立支援施設入所児童の被虐待経験に関する研究」（平成12年3月国立武蔵野学院）

児童自立支援施設の入所児童におけるADHDを有する 子どもの割合

7.5%

出典：「児童養護施設入所児童等調査結果の概要」（平成15年2月1日現在）

児相相談件数・警察少年相談件数・児童自立支援施設在籍数・少年院新収容者数



◆ 非行関係相談(児相) ■ 養護相談(児相) ▲ 児童自立支援施設在籍数
 ☒ 警察の少年相談 * 少年院新収容者

※少年院新収容者数は年次集計、その他は年度集計
 ※()の数字は昭和55年度を100とした指数

児童自立支援施設における 家庭裁判所の決定による措置児童の割合（％）

昭和53年度	昭和58年度	昭和63年度	平成5年度	平成15年度
12.4%	17.0%	22.1%	21.1%	28.7%

出典：全国児童自立支援施設運営実態調査

注) 対象施設数：昭和53年度、平成15年度は58か所、昭和58年度・昭和63年度は57か所
平成5年度は、2施設のデータが不明であるため、55か所

※児童自立支援施設の入所経路

施設への入所は、都道府県知事（その委任を受けた児童相談所長）が児童福祉法に基づいて行う措置（行政処分）として行われる。

都道府県が入所措置を採るのは、

- ①保護者からの相談や学校・警察署からの通告、家庭裁判所からの送致を受けた児童につき、児童自立支援施設に入所させて指導を図ることが必要と認めた場合
- ②少年法に基づく家庭裁判所の保護処分の決定に従って入所措置を採る場合

の2つがある。

上記の数字は、措置児童のうち、②による措置の割合である。

児童自立支援施設における中卒児童数の推移

(単位:人)

年度	入所児童 総数 (各調査時点)	うち中卒児				計
		高校	公立	私立	その他	
昭和51年度	2,855	—	—	—	—	160
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.6%
昭和54年度	2,867	—	—	—	—	160
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.6%
昭和58年度	3,149	—	—	—	—	168
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.3%
昭和59年度	3,015	—	—	—	—	153
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.1%
昭和60年度	2,903	—	—	—	—	172
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.9%
昭和61年度	2,934	—	—	—	—	190
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	6.5%
昭和62年度	2,790	—	—	—	—	235
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	8.4%
平成4年度	1,925	32	25	7	221	253
構成割合(%)	100.0%	1.7%	1.3%	0.4%	11.5%	13.1%
平成9年度	1,920	79	68	11	173	252
構成割合(%)	100.0%	4.1%	3.5%	0.6%	9.0%	13.1%
平成14年度	1,657	50	44	6	170	220
構成割合(%)	100.0%	3.0%	2.7%	0.4%	10.3%	13.3%

※昭和51年度から昭和62年度 全国教護院運営実態調査(各年度1月1日現在)

※平成4年度 養護児童等実態調査(平成4年12月1日現在)

※平成9年度 養護施設入所児童等調査(平成10年2月1日現在)

※平成14年度 児童養護施設入所児童等調査(平成15年2月1日現在)

児童自立支援施設における施設長等の任用資格要件及びその任用状況

施設の概況(平成17年4月1日現在)

(1)施設の状況

- ・設置主体の別 国立:2か所、都道府県・指定都市立:54か所、民立:2か所
- ・寮舎運営形態の別 夫婦小舎制のみで運営:20か所、交替制又は並立制で運営:38か所

(2)職員の状況(構成)

【施設長】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第81条	
一般	福祉				1号	2号
48.3%	51.7%	58人	3.0年	23.0年	39.7%	60.3%

※児童自立支援施設の長の資格

児童福祉施設最低基準第81条

児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上従事した者
- 二 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

【児童自立支援専門員】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第82条						
一般	福祉				1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
30.9%	69.1%	738人	6.5年	13.6年	24.3%	31.8%	3.0%	10.4%	18.8%	3.9%	7.7%

※児童自立支援専門員の資格

児童福祉施設最低基準第82条

児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 三 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 四 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 五 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 六 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 七 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

【児童生活支援員】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第83条		
一般	福祉				1号	2号	その他
14.0%	86.0%	285人	9.1年	19.8年	88.8%	7.0%	4.2%

※児童生活支援員の資格

児童福祉施設最低基準第83条

児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 三年以上児童自立支援事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

出典:「児童自立支援施設に関する実態調査について(調査結果)」

小舎夫婦制の施設数（推移）

	施設数	うち小舎夫婦制を実施 （一部他の形態を 実施している施設も含む）	割合 （％）	うち小舎夫婦制 のみ実施している施設	割合 （％）
各施設創立時 （明治～昭和）	57	37	64.9%	36	63.2%
S58年	57	37	64.9%	29	50.9%
平成8年度	57	29	50.9%	26	45.6%
平成9年度	57	29	50.9%	27	47.4%
平成10年度	57	28	49.1%	25	43.9%
平成11年度	57	28	49.1%	23	40.4%
平成12年度	57	27	47.4%	22	38.6%
平成13年度	57	26	45.6%	22	38.6%
平成14年度	57	25	43.9%	21	36.8%
平成15年度	58	24	41.4%	21	36.2%
平成16年度	58	23	39.7%	21	36.2%

出典：S58まで 児童自立支援施設運営ハンドブック
 平成8年度～平成11年度、平成14年度、平成16年度は全国児童自立支援施設運営実態調査
 （全国児童自立支援施設協議会調）
 平成12年度、平成13年度、平成15年度は家庭福祉課調べ

児童自立支援施設のあり方に関する研究会開催経過

第1回 平成17年 7月29日(金)

第2回 平成17年 8月29日(月)

第3回 平成17年 9月28日(水)

第4回 平成17年11月 4日(金)

第5回 平成17年12月14日(水)

第6回 平成17年12月27日(火)

第7回 平成18年 1月25日(水)

児童自立支援施設のあり方に関する研究会委員名簿

委員名	役 職
岩田 久	東京都立萩山実務学校長
小木曾 宏	淑徳大学総合福祉学部助教授
瀬戸 則夫	大阪弁護士会弁護士
○ 津崎 哲朗	花園大学社会福祉学部教授
野田 正人	立命館大学産業社会学部教授
服部 朗	愛知学院大学法学部教授
藤岡 淳子	大阪大学人間科学部教授
山内 稔	国立武蔵野学院長
吉岡 一孝	埼玉県立埼玉学園担当部長

(敬称略、五十音順、○は座長)